

火力電源入札の在り方について

令和元年 9 月 2 日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 今後の火力電源入札の在り方について

- 近年、以下のように、小売市場における競争が進展するとともに、卸市場を取り巻く状況にも変化。
 - 低圧分野における自由化料金の占める割合は約半数
 - 卸電力取引所を通じた取引が占める割合は約 1 / 3 まで拡大
 - 再生可能エネルギー導入拡大に伴い、火力発電所の設備利用率が低下し卸市場の中での高コストな電源の収益性が低下
- こうした環境変化に伴い、火力電源入札制度の有無によらず、旧一般電気事業者が競争力低下に直結する非効率な電源投資を行う蓋然性は低下。
- このため、「火力電源の調達に際し、入札を実施するかどうかについては事業者の判断にゆだねる」こととしてはどうか。
- また、料金査定時には、本指針に沿った入札結果についてのみ、その落札結果を適正な原価とみなしてはどうか。ただし、1社応札の取扱いには留意する必要がある。

【参考】 火力発電所の設備利用率の推移

	平成23年度	平成27年度	平成31年度
全国計	55.9%	55.6%	47.9%

※資源エネルギー庁電力調査統計表をもとに事務局作成。

年度ごとの設備利用率は、年間発電実績(kWh)を当該年度の各月末における最大出力数(kW)*8,760hで除すことによって簡便的に算出。

【参考：前回でのご発言】

- これは一応、建前として原則というのは残っているのだけれども、事実上、ほぼほぼなくなるということを提案している。だって、機器を入札するのは、それは当然やるのでしょと。ですから、ほぼほぼこれに該当して、ほぼほぼなくなるとい提案かと思った。
- 私は事務局案は（6）を使って、結構みんなが抜けていくのではないかと考えています。要するに、建前は原則やりなさいと。でしたら、エグゼンプションのときはよいですよとなっているものの、（6）という文言が非常に広いからなのですが、ここを使って、皆ここで抜けるでしょと。
- 現実には恐らく、建前と本音がひっくり返る話で、こういう形にすると入札は少なくなるであろうと。ただし、たてつけとしては原則入札ですよという形は維持をしていると理解をしていました。

2. 1 社応札（前回議論）

- 前回の議論においては、1社応札の取扱いについて、自社1社応札について料金査定の対象とすることに異論はみられなかったが、他社1社応札の取扱いについては意見が別れ、査定する余地を残すべきとする意見があった。その理由としては、「あうんの呼吸」、「たまたまではなく特殊な事情で1社応札となったことがあり得る」といったような事情で他社1社応札となった可能性もあり、入札を経たことのみをもって適正原価とみなすにことには懸念がある（躊躇を感じる）というものであった。
- 他方、他社1社応札であることのみをもって査定対象とすることは、入札自体を回避する行動につながり、電源調達の実質性が低下するおそれがある。特段の事情がある場合を除いては、他社1社入札となったとしても、入札を行ったという事実自体を重く見る必要があるとの意見もあった。

【参考：前回でのご発言】

- 私は他社であっても自社であっても、1社入札のときは原価と認めないほうがいいのではないかと思います。他社であったとしても、たとえ資本関係がなかったとしても取引上等、いろいろ強い関係があって、あうんの呼吸で入札してくるということも十分あり得ると思う。
- 他社1社応札であれば適正と切ってしまうと、お墨付きを与えるのではなく、検討の余地を残した方がよいのでは、という印象を持っている。
- 産業構造の特殊性を鑑みると、特殊な事情で1社となった場合もありうることから、GL上、他社1社であればその後は見ませんという整理にすることには躊躇するという点については理解できる。全く見ないということにはせず、他社1社となった場合の状況を料金審査の過程でみるという整理にするのはどうか。
- 各委員のおっしゃることはもっともであると思うものの、1社応札であれば他社であっても査定の対象となってしまう、ということであればすべて相対契約を採用するという行動になりかねない、すなわち入札制度を経ないこととなり、逆に透明性が下がることになりはしないか、ということ懸念。よほど怪しいケースやコンペティターが現れなくて当然といったケースを除いて、入札を行ったという事実自体は重く見ておかないと、入札してくれなくなるのではないかという気がしている。

2. 1 社応札の取扱いについて

- 他社1社応札の取扱いについては、そのことだけをもって料金査定の対象とするのではなく、入札結果等からみて入札手続きにおいて操作や不正等が行われた疑いが認められる場合に、落札価格の適正性について査定することとしてはどうか。

※一般論として、入札手続きにおいて操作、不正等があった場合には、そもそも、入札を経たことをもって適正な費用・原価とみなすべきではない（この考え方は応札者が1社の場合に限られるものではなく、複数社の場合であっても同様である。）。

- 上記を踏まえ、自社1社応札となった場合については、他社応札があった場合に想定される価格等を参考にしつつ査定することとし、他社1社応札については原則、原価として認める。ただし、例えば、電源の非公表の上限価格と応札額が不自然に一致する場合や、入札実施者と落札者との間における取引関係が入札結果に影響を与えるおそれがある場合など、入札手続きに関して操作や不正等が疑われる特段の事情がある場合には、過去の調達実績等を参考にしつつ個別に査定することとしてはどうか。

※結果として自社1社応札となった場合には、自社が策定した価格の競争性が十分に確認できていない懸念があるため、自社1社応札の場合には査定することとしている。

- 自社1社応札の場合には入札結果だけをもって適正原価として認めないことについて、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領にも所要の改正を行ってはどうか。

3. まとめ（関係規程の改訂）

- 上述の検討結果を踏まえた、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」及び「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領」の改訂案は、それぞれ資料4及び資料5の通り。
- これらの改訂を行うことが適当である旨、親委員会に報告することとしたい。

《改訂のポイント》

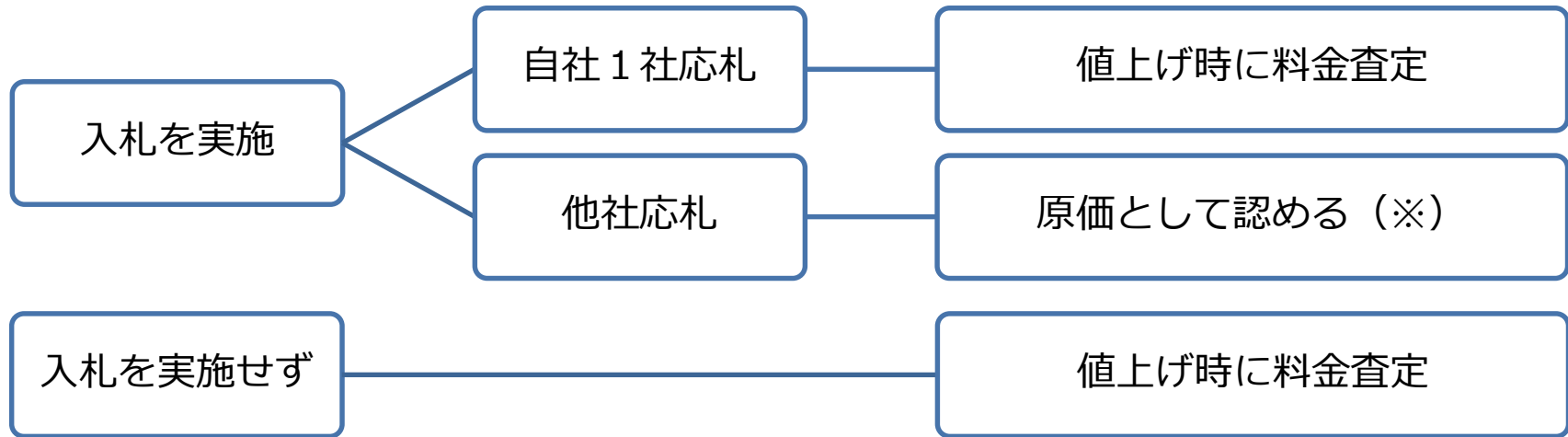
【今後の火力電源入札の在り方について】

小売市場に多くの新電力が参入しそのシェアは年々増加しており、また卸売分野における競争も拡大しているという事情の変化を鑑みて、みなし小売電気事業者による今後の火力電源調達については、事業者自らの判断において適切な方法により調達することとしつつ、事業者における適切な調達を促進する観点から、効率的かつ透明性の高い調達方法である本指針は引き続き維持することとし、本指針に基づく調達については、経過措置料金の審査において一定の配慮を行う。

【入札を行った場合の結果の取扱い】

電気料金算定に当たっては、他の事業者による応札があった場合のみ、料金認可プロセスにおいて、その落札価格を適正な原価とみなしてはどうか（なお、操作や不正等が行われたと疑われる相当な事情がある場合には適正な原価とみなされるものではなく、料金査定の対象となり得ることは当然である。）。また、自社1社応札のみとなった場合については、他社応札があった場合に想定される価格等を参考にしつつ査定する。

【参考】 入札実施と査定の考え方



※ 入札手続きに関して操作や不正等が疑われる特段の事情がある場合には、過去の調達実績等を参考にしつつ個別に査定